

特別養護老人ホーム阿知の里運営規程

（施設の目的）

第1条 社会福祉法人センチュリー岡山が設置運営する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）は、介護保険法の理念に基づき、要介護状態にある高齢者に対して適正な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、入所者の要介護状態に合わせて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、及び機能回復訓練を行なうことにより、心身の機能の維持を図るものとする。

2 施設介護サービス計画を作成し、当該計画に沿った入所生活介護を提供するものとする。

3 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 特別養護老人ホーム阿知の里

（2）所在地 岡山市東区下阿知 1 1 8 0 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名（常勤）	施設全般の統括
医 師	1 名（非常勤）	入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導
生 活 相 談 員	1 名（常勤）	入所者の生活指導、面接、身上調査、家族等と処遇上の相談、生活プログラムの作成等
介 護 職 員	2 7 名以上 （常勤・非常勤）	入所者の生活介護及び自立支援
看 護 職 員	5 名以上（常勤）	入所者の看護及び保健衛生指導
機能訓練指導員	1 名（常勤）	機能訓練個別計画の作成、理学・作業療法の実践、並びに介護者への指導、レクリエーションの計画、実践
介護支援専門員	2 名（常勤） （介護職員と兼務2名）	調査及び介護サービス計画作成
栄 養 士	1 名以上（常勤）	食事の提供に当たって入所者の栄養スクリーニング等を行うとともに、個々の総合的な栄養ケアマネジメントの実施、給食会議主催
事 務 員	2 名（常勤）	庶務及び会計事務に従事
調 理 員	4 名以上	入所者に提供する食事の調理業務

※特養は短期入所と一体的運営の為

（入所定員及び居室）

第5条 施設の入所定員は、80名とする。

居室の種類	室 数	定 員
従来型個室（１人部屋）	８室	８名
多床室（２人部屋）	１８室	３６名
多床室（４人部屋）	９室	３６名
合 計	３５室	８０名

（入所生活の内容）

第６条 施設が提供できる主なサービスは、次のとおりとする。

- （１）施設介護計画の立案
- （２）食事・排泄・入浴・移動等の日常生活上の介護及び介助
- （３）機能訓練
- （４）健康管理・特別食の提供
- （５）生活相談
- （６）レクリエーション・クラブ活動
- （７）所持品の保管・管理

（施設の利用料その他の費用の額）

第７条 利用料等は次のとおりとする。

- （１）事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護老人福祉施設サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、介護報酬告示上の額に、各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合に乗じた額の支払いを受けるものとする。
- （２）事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護老人福祉施設サービスを提供した際には、その利用者から支払いを受ける利用の額と、介護老人福祉施設サービスの額の間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- （３）食事の提供及び居住に要する額

①食事の提供に要する費用

食費	通常 (第４段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第１段階	第２段階	第３段階
食事の提供に 要する費用	１日 １，４６０円	１日 ３００円	１日 ３９０円	第３段階① １日 ６５０円
				第３段階② １日 １，３６０円

*食費内訳（朝食 ３００円 昼食５８０円 夕食５８０円）

②居住に要する費用

滞在費	通常 (第４段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第１段階	第２段階	第３段階
多床室 (２・４人部屋)	１日 ９１５円	１日 ０円	１日 ４３０円	１日 ４３０円
従来型個室	１日 １，２３１円	１日 ３８０円	１日 ４８０円	１日 ８８０円

(4) その他日常生活費

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ・嗜好品 | 実費 |
| ・理美容代 | 実費 (1,800 円) |
| ・教養娯楽費 | 実費 |
| ・健康管理費 | 実費 |
| ・個人的電気製品使用電気代 | 電気製品 1 品目につき 50 円/日 |
| ・入所者の希望による口腔ケア | 義歯洗浄剤、ハミングッド、くるりーなブラシ
舌クリーナー 等 実費 |
| ・その他の費用をやむを得ず変更する場合は、説明し、書面に同意を得て行うものとする。 | |

(5) 死後の処置に要する費用 10,000 円

*利用者の死後処置を行う場合、当施設では実費でのご負担をお願いしております。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者が生活介護の提供を受ける際には次の事項について留意するものとする。

サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるものとする。

2 入所者は、介護福祉施設サービス利用契約書の内容を遵守するものとする。

3 入所者は、外出・外泊する場合、所定の用紙に行き先と予定日時を記入の上、職員に申し出るものとする。

4 入所者は、施設内で他の入所者に対する宗教活動、政治活動、営業活動は行わないものとする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第9条 入所者が入院された場合、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときはその者、及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を図るものとする。

(短期入院 (3ヶ月以内に退院が見込まれるもの) で空床となったベッドの対応)

第10条 入所者が入院し、居室が空いている場合については緊急的に短期入所生活介護の利用者が居室を利用できるものとする。ただし、この場合の居住費については、短期入所生活介護利用者が負担するものとし、入院者からの負担はないものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

(3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的実施

2 事業者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業者は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画等具体的計画を立てておくとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う等、対策について万全を期すものとする。

また、事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者のサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に2回以上実施するものとする。

3 事業者は、必要に応じて業務継続計画を見直し、変更を行うものとする。

（身体拘束等の適正化を図るための措置）

第14条 事業者は、身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きについて、次の措置を講じるものとする。

（1）事業者は、各種サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

（2）身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するものとする。

（3）身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。

（4）職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するものとする。

（虐待防止のための措置）

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底するものとする。

（2）虐待防止のための指針を整備するものとする。

（3）虐待防止のための研修を年2回以上開催するものとする。

（4）虐待防止の担当者を置くものとする。

（5）サービスの提供にあたり、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第16条 事業者は、入所者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用

方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第17条 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定介護福祉施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（生活介護の利用契約）

第18条 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始にあたり、入所者及び家族等に対して介護老人福祉施設サービス利用契約書及び重要事項説明書に関する内容の説明を行った上で、入所者又はその家族等と入所契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると事業者が認める場合にあっては、入所契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び生活介護従事者等の健康管理）

第19条 事業者は、指定介護福祉施設サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業者は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。また、深夜勤務につくものは年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第20条 介護従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、指定施設入所生活介護従業員であった者に業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を守るため、介護従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨を介護従業員に雇用時から徹底するものとする。

（個別援助計画書の作成）

第21条 事業者は、入所者の心身機能の状態に応じた当該サービスの施設入所生活介護個別援助計画（以下「個別援助計画」という。）を作成し、入所者、家族に説明する。

2 事業者は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービス管理・評価を行うものとする。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第22条 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年1月1日から改正施行する。

この規程は、平成15年8月1日から改正施行する。
この規程は、平成16年9月1日から改正施行する。
この規程は、平成17年10月1日から改正施行する。
この規程は、平成18年1月28日から改正施行する。
この規程は、平成19年7月1日から改正施行する。
この規程は、平成20年2月1日から改正施行する。
この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。
この規程は、平成25年10月1日から改正施行する。
この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。
この規程は、平成27年8月1日から改正施行する。
この規程は、平成29年6月15日から改正施行する。
この規程は、令和3年11月24日から改正施行する。
この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。
ただし、第7条(3)②居住に要する費用は、令和6年8月1日から適用する。